

# 大野市みんなで園芸チャレンジ事業補助金交付要綱

(令和3年3月31日告示第181号)

改正 令和4年3月31日告示第105号

(趣旨)

第1条 この要綱は、野菜、果樹及び花き（以下「園芸作物」という。）の生産促進を図り、園芸作物の直接販売や委託販売（以下「直売活動」という。）を活性化するために、種苗、苗木及び関係資材（以下「種苗等」という。）の購入に対し補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす農業者又は農業者で組織する団体とする。

- (1) 市内で直売活動を目的に園芸作物を生産していること又は生産する見込みがあること。
- (2) 新たな園芸作物の生産に取り組むこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、園芸作物の生産に必要な種苗等の購入に係る経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、20万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象事業者は、大野市みんなで園芸チャレンジ事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 種苗等の見積書やカタログなど経費が分かる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請事項の変更)

第6条 補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)が前条に掲げる書類の記載事項を変更(軽微な変更を除く。)しようとする場合は、大野市みんなで園芸チャレンジ事業補助金交付変更申請書(様式第2号)をあらかじめ市長に提出し、その承認を得なければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて、大野市みんなで園芸チャレンジ事業実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(1) 種苗等の購入に係る領収書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。